

R5.5.2 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間等について

5月8日に、新型コロナウイルス感染症が5類に移行することに伴い、以下の通り、変更します。

1. 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

『発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで』

※発症日を0日とカウントします。

※詳細については、学校にお問い合わせいただければ、事例ごとに、出席停止期間及び登校再開日について確認させていただきます。

2. 健康チェック表の学校への提出

- ・5月8日（月）からは**学校への提出は不要**です。
- ・ご家庭での毎朝の**健康チェック**は引き続きお願いします。

※詳細は、R5.5.2 付保護者宛通知「新型コロナウイルス感染症の出席停止期間等について」をご覧ください。